

持続可能な航空燃料（S A F）の利用促進並びに原料となる 廃棄物及び廃食用油の活用について

国際民間航空機関（I C A O）が航空会社に対し 2024 年以降、2019 年比で二酸化炭素排出量を 85% 以下へ抑制することを義務化するなど、航空分野における脱炭素の取組は急務となっている。国においても、2030 年時点の本邦エアラインによる燃料使用量の 10% を S A F に置き換えるという目標を掲げている。

航空分野において脱炭素の切り札と言われている S A F であるが、S A F の販売価格は、既存燃料と比較して高く、とりわけ国産 S A F が海外産 S A F と比較して高価なことが、国産 S A F の供給と利用を阻害する要因となっており、脱炭素化のみならず、国際競争力や市場発展の観点からも重要な課題である。

そのため国は、S A F の導入拡大に向けて、より一層支援を強化する必要がある。

また、持続可能な航空燃料（S A F）の導入促進に向けた官民協議会の資料によると、廃棄物は S A F 製造のポテンシャルが高いことが示されているものの、国内における廃棄物からの商用生産には技術面や資金面での課題がある。

さらに、全国油脂事業協同組合連合会の資料によると、事業用の廃食用油はほとんどが回収され再生利用されているのに対して、家庭用の廃食用油はわずか 4 % 程度の回収にとどまっていることから、家庭からの廃食用油の回収を拡大し、S A F の原料として活用することが求められる。

そのため国は、早急に、廃棄物及び廃食用油を原料とする S A F の製造に係る方向性を示すとともに、自治体の実情を踏まえた廃食用油の回収に係る国の積極的な支援が必要である。

については、次の事項について特段の措置を講じられたい。

- 1 航空分野において、S A F の利用が進むよう、供給事業者に対して、既存燃料と S A F との価格差に係る財政補填を行うこと。
- 2 S A F の原料として、廃棄物及び廃食用油をどの程度活用していくのか、目標や取組の方向性を明確に示すこと。
- 3 家庭からの廃食用油は多くが廃棄されていることから、住民に S

A F の原料として有用な資源であることを周知の上、回収促進につながる施策を推進すること。

- 4 廃棄物及び廃食用油を S A F 原料として活用するために必要な技術的課題の解決並びに安定的なサプライチェーンの構築等に取り組む自治体及び民間事業者等に対して、必要な財政・技術開発等の支援を行うこと。

令和 7 年 1 月 24 日

経済産業大臣	赤澤 亮正	様
資源エネルギー庁長官	村瀬 佳史	様
国土交通大臣	金子 恭之	様
農林水産大臣	鈴木 憲和	様
環境大臣	石原 宏高	様

九都県市首脳会議

座 長 横 浜 市 長	山 中 竹 春
埼玉県知事	大 野 元 裕
千葉県知事	熊 谷 俊 人
東京都知事	小 池 百 合 子
神奈川県知事	黒 岩 祐 治
川 崎 市 長	福 田 紀 彦
千 葉 市 長	神 谷 俊 一
さいたま市長	清 水 勇 人
相模原市長	本 村 賢 太 郎